

## ■長岡市ふるさと創生基金事業について

資料 1

### (1) 長岡市ふるさと創生基金事業とは

市町村合併の際に合併特例債等を財源に積み立てた 40 億円の「長岡市ふるさと創生基金」の運用益を活用し、地域振興や新市の一体感醸成に資する取り組みを、地域住民自らが考えて実践するものです。

### (2) 対象事業

- ①各支所地域において行われる地域振興のためのソフト事業
- ②新市の一体感醸成に資する事業

対象となる事業（例）

地域資源を活用した事業

伝統文化の伝承等に関する事業

民間団体への助成

コミュニティ活動・自治会活動への助成

商店街活性化対策

※原則、単年度事業（継続事業は要相談）。ハード事業は対象外

### (3) 事業の検討方法

次のいずれかの方法で行います。中之島地域では、現在①の方式を採用しています。

#### ①地域委員会方式

⇒地域委員会が主体となって事業を発案し、実行委員会を組織して事業を実施する方法

＜事業決定までの流れ＞

⑤地域委員会で地域振興に関する事業についての提案・意見を出してもらう。



・地域委員会での意見を参考に、実行委員会で事業を企画・立案する。



・実行委員会で企画・立案した事業を、地域委員会の審査を経て決定する。

#### ②実行委員会方式

⇒実行委員会が主体となって事業を発案し、地域委員会と協議したうえで事業を実施する方法

＜事業決定までの流れ＞

・実行委員会で地域振興に関する事業を企画・立案する。



・実行委員会で企画・立案した事業を、地域委員会の審査を経て決定する。

### (4) 過去の実施事業（H17～H27）

資料2-1、資料2-2のとおり